

# 猫を譲り受ける前に センターからのお願い



- 家族全員の同意が得られていること。
- 譲り受けた猫を最期まで飼っていただくこと。
- ペット飼育可能な住宅に住んでいること。
- 譲り受けた猫は屋内で飼っていただくこと。
- 万が一飼いきれなくなったら、飼い主のかわりに終生飼育してもらえる「受け皿」となる方をご準備いただくこと。

センターではこれらの条件を守っていただける方だけに、猫をお譲りいたします。

## センターから猫を譲り受けるには

**① センターへ連絡** 来所予定の前日までに東部動物愛護管理センターへご連絡をお願いいたします。



手続き・講習はセンター内で行います

**② 譲渡前講習**



**③ マッチング**

譲り受けを希望する猫との相性確認を行います。マッチングの結果、譲渡をお断りする場合があります。



**④ 譲り受け  
申請書の記入**



一度お帰りいただき、猫を飼うことについてご家庭で十分に相談をしてください。  
翌日以降に改めて猫を飼うかどうかセンターまでご連絡ください。

**⑤ 飼育環境調査**

センター職員が実際に猫を飼う環境を確認させていただきます。  
飼育場所が集合住宅または借家の場合、「飼養許可証」等を提出してください。  
調査の結果、譲渡をお断りする場合があります。



譲渡の日程について希望する日時をご連絡ください。

手続き・講習はセンター内で行います

**⑥ 譲渡時講習**



**⑦ 適正飼養  
誓約書の記入**



**⑧ 譲渡成立**